

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第二項に規定する規則で定める公害の防止に関する法令）

第二条 条例第二条第二項に規定する規則で定める公害の防止に関する法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）
- 三 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
- 四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）
- 六 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）
- 七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）
- 八 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
- 九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）
- 十 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）

（不均一課税の申請）

第三条 条例第三条第一項の規定による申請書の提出は、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

- 一 条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した事業所全体の平面図
- 二 前号の事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 三 新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の取得価額の明細書（別記様式第二号）
- 四 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受けた事業者であることを証する書類
- 五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四第五項に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十二条の十二第四項若しくは第六十八条の十五

の二第五項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写し

- 2 条例第三条第二項の規定による申告は、別記様式第三号による計算書に新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の条例第二条第一項第一号の規定の適用を受ける年又は事業年度に係る貸借対照表、事業報告又は損益計算書の写しを添えてするものとする。

(申請書等の提出先及び部数)

第四条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書等は、次の表の上欄に掲げる提出者の区分に従い、当該中欄に掲げる提出先に、当該下欄に掲げる部数を提出するものとする。

提出者の区分	提出先	部数
一 一の県税事務所の管轄区域内に、事務所又は事業所及び新設し、又は増設した特別償却設備を有する者	管轄県税事務所長	二部
二 二以上の県税事務所の管轄区域にわたり、事務所又は事業所及び新設し、又は増設した特別償却設備を有する者	主たる事務所又は事業所の所在地を管轄する県税事務所長	関係県税事務所の数に一を加えた部数

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日					
広島県 県税事務所長様					
申請者 住 所 (所在地)					
氏 名 (印) (名称及び代 表者の氏名)					
地方活力向上地域における県税の不均一課税申請書					
地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり不均一課税の適用を受けることを申請します。					
税 目	年 度	事 業 年 度 又 は 年	新設・増設 の 区 分	計 画 の 種 類	
税	平成 年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	※ 新設・増設	移転型・拡充型	
中小事業者、中小企業者又は中 小連結法人の判定			該当する・該当しない		
新 設 ・ 増 設 した 設 備	設備の名称及び所在				
	設備を事業の用に供した 年月日		平成 年 月 日		
	地域再生法第17条の2第3 項の認定を受けた年月日		平成 年 月 日		
	設備に係る固定資産の取 得価額の合計額		円		
土 地	所在及び地番	地 目	面 積	取 得 年 月 日	取 得 価 額
			平方メー ト ル	平成 年 月 日	円
地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に 関する条例第2条第2項に規定する公害関係法令の規定に違反している ことの有無					※ 有・無

受
付
印

- (注) 1 「計画の種類」欄には、地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画について、同条第1項第1号に該当する場合は「移転型」を、同項第2号に該当する場合は「拡充型」を○で囲んでください。
- 2 「中小事業者、中小企業者又は中小連結法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。
- 3 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日					
広島県 県税事務所長様					
申請者 住 所 (所在地)					
氏 名 (名称及び代 表者の氏名)					
固定資産の取得価額の明細書					
新設 増設 した特別償却設備に係る固定資産の取得価額の明細は、次のとおりです。					
固 定 資 産	取 得 年 月 日	減 価 償 却 開 始 年 月 日	耐 用 年 数	取 得 価 額	備 考
	年	円	
			
中 欄 省 略					
			
合 計					

受付印

印

- (注) 1 固定資産とは、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産のうち、特別償却設備の用に直接供されるものに限ります。
- 2 「固定資産」欄には、租税特別措置法第10条の4第5項に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第42条の12第4項若しくは第68条の15の2第5項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写しとの照合ができるよう記入してください。
- 3 「耐用年数」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成 年 月 日

広島県 県税事務所長様

申告者
住所
(所在地)

氏名
〔名称及び代
表者の氏名〕

受付印

印

地方活力向上地域における事業税の不均一課税計算書

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条第1項第1号の規定により不均一課税される事業税額及びその算出基礎について、同条例第3条第2項の規定により、次のとおり申し上げます。

1 新設・増設した特別償却設備

所在		事業年度 又は年	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	事業の用 に供した 年月日	平成 年 月 日
名称				申告区分	確定・修正・再修正

2 不均一課税の適用を受ける課税標準及び税額

所得区分	税率 ①	所得 ②	本県に おける 課税標準 額 ③	算出 税額 ③×① ④	不均一課税の適用 を受ける額		不均一課税の適用 を受けない額		算出税 額 ⑥+⑧ ⑨
					課税標準 額 ③×⑬ ⑤	税額 ⑤×①× 不均一課 税率 ⑥	課税標準 額 ③×(1 -⑬) ⑦	税額 ⑦×① ⑧	
年額 万円以下		円	円	円	円	円	円	円	円
年額 ～ 万円超 万円以下									
年額 万円超									
計									

3 不均一課税適用額算出の基礎となった分割基準

区分	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	計	事業年度 末日現在 における 数値	備考
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
本県内の従業者数														⑩	
不均一 課税の 適用を 受ける 設備	不均一課税の対象とならない従業者数													⑪	
	不均一課税の対象となる従業者数													⑫	

比率 $\left[\frac{⑫}{⑩} \right]$ 0. ⑬

裏面をお読みください。

(裏)

- (注) 1 この計算書は、事業税の申告書とともに提出してください。
- 2 この計算書は、新設・増設した特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年ごとに作成するとともに、別にそれらの総括表を作成してください。
- 3 「不均一課税の適用を受ける額」、「不均一課税の適用を受けない額」を算出する場合は、課税標準額については⑤及び⑦税額については⑥及び⑧の段階において端数計算をしてください。
- 4 「本県内の従業者数」欄には、不均一課税の適用を受ける設備の従業者数を含めて記入してください。
- 5 「事業年度末日現在における数値」欄には、地方税法第72条の48の規定に準じて算出した数値を記入し、「備考」欄に、その根拠(地方税法第72条の48のうちの該当する項及び号)を記入してください。
- 6 電気供給業、ガス供給業及び倉庫業を営む者については、3の「区分」欄の「従業者数」とあるのを「事業年度の末日現在における固定資産の価額」と読み替えて、当該固定資産の価額を⑩及び⑫の欄に記入してください。
- 7 鉄道事業及び軌道事業を営む者については、3の「区分」欄の「従業者数」とあるのを「事業年度の末日現在における軌道の延長キロメートル数」と読み替えて、当該軌道の延長キロメートル数を⑩及び⑫の欄に記入してください。
- 8 ⑬の数値は、小数点以下7位まで算出し、8位以下は、切り捨ててください。
- 9 1の「申告区分」欄及び4は、該当するものを○で囲んでください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。